

■ 研究・技術開発等分野

補助対象事業

- 産業廃棄物の3Rその他の資源循環に係る研究、技術開発又は産業廃棄物を使った商品開発を行う事業

注意事項

事業内容が試験研究（営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るもの）へ該当するかは所管の保健所にあらかじめご確認ください。

補助対象経費

1. 原材料費

補助事業を行うために直接必要な原材料及び消耗品費

2. 機器設備費

補助事業に直接必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付けに必要な経費、専ら補助対象事業に使用され、かつ、当該事業に必要不可欠な建物の建造、改造、購入又は借用に必要な経費

3. 旅費及び交通費

補助事業を行うために必要な旅費（国内に限る。）

4. 委託費

大学等と共同研究を行う場合には、当該協同研究者が行う事業に要する経費（ただし、用途は上記1～3に限る。）試料の分析、試作品の試験・評価等の外注等（研究開発の要素のないものに限る。）に必要な経費

注意事項（次に掲げる経費は補助対象とならないのでご注意ください。）

- 補助事業に必要な用地の確保に要する経費
- 会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器・汎用性の高い備品等（パソコン、机、いす、事務機器等）の購入
- 補助事業に直接関係ない学会、講演会、会議の出席のための旅費・参加費
- 補助事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- 廃棄物処理法その他法令の許可取得に要する費用
- その他、補助事業の実施に関連性のない経費

また、補助対象経費であっても、補助金交付決定前に支出・契約した経費は補助対象外となりますので、補助対象経費とする物品発注及び契約等はセンターからの補助金交付決定以降に行う必要があります。ただし、計画事業期間が複数年認められた事業であって、あらかじめ事前着手届を提出することで、補助金交付決定前に事業に着手することが可能な場合もあります。（本文中の「事前着手届」参照）

補助率

補助対象経費の 1／2

補助金額

1 件当たり 500 千円以上 10,000 千円（総額）以内

※ 補助金額は、予算の状況又は申請件数などの状況により、限度額（上限額）よりも下回る場合があります。

計画事業期間

採択年度から 3 年度以内

提出書類 （計画書様式等は、センターホームページからダウンロード可 <http://www.kyoto-3rbiz.org/> ）

研究・技術開発等分野計画書（様式 1～7・その他関係書類）**1 部**

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 様式 1 研究・技術開発等分野計画書 | 様式 6 事業費内訳 |
| 様式 2 研究・技術開発等分野計画総括表 | 様式 7 研究開発従事者一覧表 |
| 様式 3 事業者の概要（応募者） | 【その他関係書類】 |
| 様式 4 事業計画説明書 | ・誓約書 |
| 様式 5 事業年次計画 | |

添付資料

応募者

■法人	■個人
<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・事業内容の分かるもの（パンフレット等） ・直近 2 年間の決算書 (貸借対照表・損益計算書) ・直近の府税納税証明書 ・応募者の研究業績等が分かるもの ・共同研究者がある場合は、共同研究の目的と内容の分かるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（原本） ・事業内容の分かるもの（パンフレット等） ・直近 2 年間の所得税確定申告書の写し ・直近の府税納税証明書

審査基準

- | | |
|----------------------|--|
| 1.産業廃棄物の減量化効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする産業廃棄物の発生量及び最終処分量の削減効果、 ・リサイクル率の向上への寄与及び波及効果 |
| 2.事業の先進性 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、処理技術等の先進性 |
| 3.事業化の可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業終了後 3 か年程度での事業実現可能性 |
| 4.事業推進体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・生産能力、資金力、営業力 ・安定的・継続的な事業遂行体制・研究開発能力 |